

平成30年2月15日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3における  
障害の認定についての一部改正について等の周知依頼について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
詳しい資料が必要な先生は鎌倉市医師会へお問い合わせください。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
理事 高井 昌彦

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令  
別表3における障害の認定について」の一部改正  
について」等の周知依頼について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

本件は、血液・造血器疾患等について近年の医学的知見等を踏まえ、障害程度認定基準及び認定診断書等について同通知の一部を改正し、平成30年4月1日から適用することを通知するものであります。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(2419)1464

E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

(地Ⅲ207)

平成30年1月19日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松本 純一

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表3における障害の認定について」の一部改正について」等の周知依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る障害の程度の認定につきましては、それぞれ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）により実施されているところであります。

今般、血液・造血器疾患等について近年の医学的知見等を踏まえ、障害程度認定基準及び認定診断書等について同通知の一部を改正し、平成30年4月1日から適用する旨、別添のとおり厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より、各都道府県知事等宛に通知が出され、本会に対しても周知方協力依頼がありました。